

酒田市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について

1 策定の考え方

酒田市総合計画後期計画が令和5年度からスタートすることに伴い、その基本構想、基本計画との整合を図るため、「酒田市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定するものです。

なお、名称については、これまで「酒田市教育等に関する施策の大綱」としていましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき「酒田市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「大綱」という。）に改めるものです。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 大綱（案）の対象期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

3 大綱（案）の内容

酒田市総合計画後期計画（案）の教育、学術及び文化の振興に関する次の政策に位置付けする主な施策をそのまま大綱とするものです。

第1章「未来を担う人材が豊富な酒田」

政策2「大学・高校とともにつくる「ひと」と「まち」」

政策3「公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち」

政策4「学びあい、地域とつながる人を育むまち」

4 スケジュール

- ・10月1日 市広報で酒田市総合計画後期計画（案）の特集記事の中で大綱（案）のパブリックコメント募集の記事を掲載
- ・10月5日～24日 パブリックコメント
- ・10月31日 酒田市総合教育会議にて協議
- ・12月 酒田市議会12月定例会に酒田市総合計画後期計画(案)を提案

5 これまでの経過

時期	内容
平成 27 年 4 月	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなる。
平成 27 年 6 月	「酒田市教育等に関する施策の大綱」策定 (対象期間：平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間)
平成 30 年 10 月	「酒田市教育等に関する施策の大綱」改訂 (対象期間：平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間)